

## 給水装置工事のお申し込みは指定給水装置工事事業者へ

### ◆工事のお申し込みは

給水装置の新設・改造・修理等の水道工事は、必ず熊本市上下水道局の指定給水装置工事事業者へご依頼のうえ、上下水道局へお申し込みください。

※工事業者については、上下水道局ホームページ、指定給水装置工事事業者の一覧表でご確認ください。

### ◆工事をお申し込みの際の注意点

- ・複数の指定給水装置工事事業者から見積書を取ること。
- ・工事内容や費用についてよく説明を受けること。
- ・工事後の修繕などアフターサービスについて十分確認すること。

### ◆工事費用

- ・工事費用は、お客様のご負担です。(金額は使われる材料や工事の規模に応じて異なります)。
- ・その他に上下水道局にお支払いいただく手数料等が必要です。(費用については「表1」をご覧ください。)
- ・上下水道局では工事費用の見積は行っていませんので指定給水装置工事事業者へ依頼してください。

※給水管の引き込み工事をお考えの方で隣接する道路の工事が行われる場合、工事費用(道路部分の舗装復旧費)が安くなる場合があります。

### ◆加入金とは

- ・新たに水道を引くお客様に、水道施設の整備・拡張費の一部を負担していただくものです。

表1

メーター口径	加入金 (消費税10%込)	設計審査 手数料	竣工検査 手数料	工事費用
13mm	66,000円	1,000円	2,500円	お客様負担 ※見積は指定給水工事業者に 依頼してください
20mm	132,000円		5,000円	
25mm	198,000円			
40mm	660,000円			
50mm	1,320,000円		7,000円	

### ◆家を解体するときは上下水道局へ届出が必要です

- ・給水管を道路境界か配水管(道路)上で支障をきたさないように止める必要があります。
- ・申し込みは指定給水装置工事事業者へお願いします(お客様のご負担です)。

### ■連絡・お問い合わせ

給排水設備課 給水装置班 ☎096-381-1152

## 排水設備工事は、指定工事店で

排水設備(水洗化)工事をするときは、必ず熊本市上下水道局が指定した「排水設備指定工事店」へご依頼のうえ、上下水道局へお申し込みください。

指定工事店は、基準にあった設備をつくるために必要な技術を習得しているほか、不当な工事金額の請求や粗悪工事、粗悪品の使用などをなくして、安心して工事をまかせることができるように、熊本市上下水道局が指定したものです。

必要書類の作成・届出や工事費の融資あっ旋・利子補給制度等の諸手続についても、皆さんのお手伝いをします。

家屋の新築・増改築等をされるときの排水設備(水洗化)工事についても、指定工事店でなければなりません。(下水道条例第7条)

- 各工事店が、直接皆さんのご家庭を訪問して排水設備の工事について勧誘にくる場合もありますので、必ず指定工事店であることを確認して申し込んでください。

排水設備(水洗化)工事は、お客様の費用負担により「指定工事店」との契約で、行われるものです。

### ◆排水設備(水洗化)工事の進め方



※排水設備指定工事店は、給排水設備課 排水設備班 ☎096-381-1153へお問い合わせいただくか、上下水道局ホームページ、窓口に設置している一覧表でご確認ください。

# 給水装置はお客様の財産です

## 給水装置とは？

配水池からお客さまのご家庭・学校・会社などに水を送るために、道路に埋設している水道管を「配水管」といいます。配水管から分かれて各ご家庭などに引き込まれた給水管及びこれに直結するバルブ類やじゃ口などの給水用具を「給水装置」といいます。

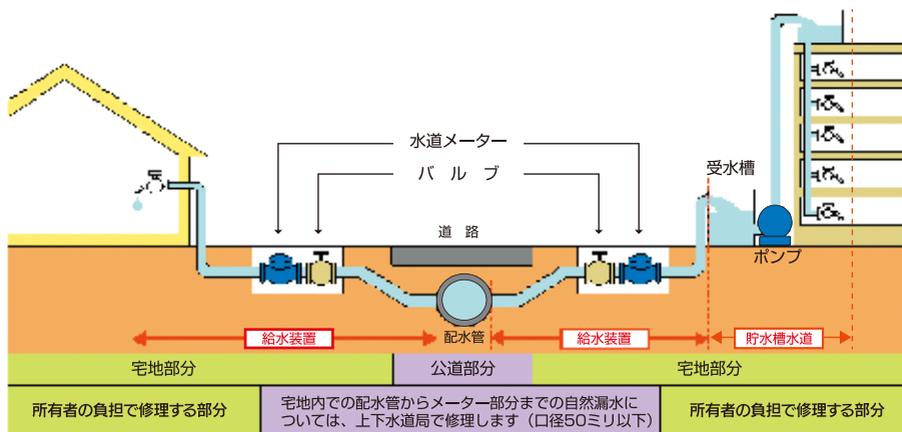
また3階以上のマンションやビルなどでは、水を一旦受水槽に貯めポンプで加圧したり、屋上の高置水槽にくみ上げて各階に水を送っています。この場合は、配水管から受水槽への給水口までを給水装置といい、受水槽から各部屋のじゃ口までを「貯水槽水道」といってお客様の管理となります。

## 漏水したり故障したりした場合はどうするの？

給水装置（給水管やじゃ口、給湯器など）は、水道メーターを除いて所有者の財産です。漏水したり故障したりした場合は、所有者または使用者が費用を負担して修理をしていただくことになります。

ただし、給水管の口径が50ミリ以下については、配水管の分岐から水道メーターまでの自然漏水については水の有効利用の観点から、上下水道局負担で修理しています。

漏水箇所によっては、上下水道局で修理できない場合があります。



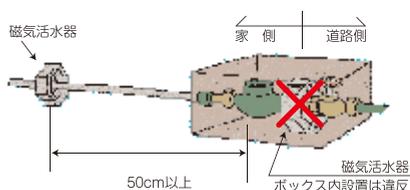
※給水装置及び貯水槽水道はお客様の財産です。

## 磁気活水器の取扱いについて

磁気活水器は、強力な永久磁石を使用していますので、水道メーターが正常に動作せず、異常な使用量を示す場合があります。

また、水道メーターボックス内に取り付けてあると、有効期間満了（8年）によるメーターの取替ができません。

磁気活水器を取り付ける場合は、水道メーターから50cm以上（家側に）離して取り付けるようにお願いします。



■連絡・お問い合わせ  
給排水設備課 給水装置班  
☎096-381-1152

## 水漏れ点検の方法 ～定期的に水漏れ点検を行いましょう～

◆お客様でも調べることができます。ぜひ一度、ご確認ください。

漏水は、大切な水資源をムダにするだけでなく、結果的にお客様の水道料金も高くなります。水漏れがないか、下記の方法で定期的に点検を行いましょう。

### 水道メーターの見方

☆簡単にできる漏水チェック☆

- ①全ての蛇口を閉める。
- ②水道メーターの**パイロット**をチェックする。
- ③パイロットが回転していれば、メーターから蛇口までのどこかで漏水している可能性があります。(回転なしは異常なし)

修理や調査は、上下水道局指定の給水装置工事事業者へご連絡（ご相談）され、早期の修理をお願いします。  
(修理費用はお客様のご負担となります。)

漏水は、早期発見・早期修理をお願いします。



## 水道メーターの取替

- ・計量法により、水道メーターの有効期限は8年と定められています。
- ・上下水道局では、設置後7年目を目安にメーターを取替えています。
- ・取替前に事前通知を行い、取替は、公益財団法人 熊本市上下水道サービス公社が実施します。料金は無料です。

■連絡・お問い合わせ  
上下水道局お客さまセンター  
☎096-381-1118

# 漏水はすぐに修理を

## 熊本市の水道水は、すべて地下水で賄われています

水道メーターを通過した漏水は大切な水をムダにするだけでなく、お客さまの料金負担も大きくなります。わずかな漏水でも、すぐに上下水道局指定の給水装置工事業者に修理（有料）を依頼してください。

## 水洗トイレや給湯器の水が止まらないとき

次のように簡単に止めることができます。そのうえで上下水道局指定の給水装置工事業者に修理を依頼してください。

※工事業者は、お問い合わせいただくか、上下水道局ホームページ、指定給水装置工事業者の一覧表でご確認ください。

### ◆水洗トイレの場合

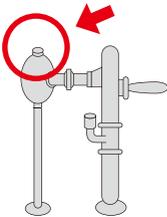
止水バルブを閉めましょう。  
（バルブの位置は下図のとおり）

### ◆給湯器の場合

給水管に取り付けてあるバルブを閉めましょう。

### ◆止水バルブの位置

※機器により異なる場合があります。



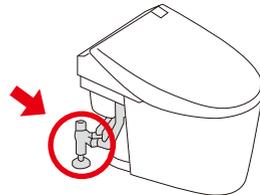
フラッシュバルブ式

ドライバーでネジを閉める。



ロータンク式

ドライバーでネジを閉める。  
ハンドル付きの場合は手で閉める。



ウォシュレット式

ドライバーでネジを閉める。  
ハンドル付きの場合は手で閉める。

## 水の出が悪いとき

水の出が悪い原因としては、給水管の内部に鉄サビが発生している場合や、漏水している場合などが考えられます。

■連絡・お問い合わせ  
水道維持課 漏水防止班  
☎096-381-5600

## 水が出ないとき

メーターの手前のバルブが閉まっている可能性があります。バルブが開いているかを確認してください。

また、3階建て以上の建物の場合、受水槽のポンプが停止していることが多いので、家主または管理組合等におたずねください。



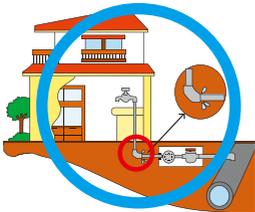
## 漏水による減額措置

ご家庭で漏水が起こると、その分メーターの水量も上がり、結果的に水道料金等の請求額も高くなります。この場合、漏水の箇所によって、修理後に水道料金等の減額対象になるところとならないところがあります。減額については、料金課へお問い合わせください。

水道工事や漏水の修理は、上下水道局指定の給水装置工事事業者へ依頼してください。なお、工事や修理に要する費用はお客さまのご負担となります。

### ○減額できるところ

地面下の漏水



(指定給水装置工事事業者以外での工事は減額の対象とはなりません。ご注意ください。)

※工事業者については、お問い合わせいただくか、上下水道局ホームページ、指定給水装置工事事業者の一覧表でご確認ください。

### ×減額できないところ

蛇口やトイレなどの漏水



### ■減額に関するお問い合わせ

上下水道局お客さまセンター  
☎096-381-1118

## 道路から水が漏れているのを見かけたら

貴重な水資源を守るため、道路から水漏れを見かけたらご連絡をお願いします。

### ■連絡・お問い合わせ

水道維持課 漏水防止班  
☎096-381-5600

# 貯水槽水道の管理

## 貯水槽水道の管理について

### ◆貯水槽水道とは？

3階建以上のマンションや事務所等ビルの水道設備には、水道水を一旦受水槽に貯め、ポンプで各階へ給水しているものがあります。この受水槽からじゃ口までの給水設備を貯水槽水道といいます。

### ◆貯水槽水道設置者の皆さんへ



マンションやビルのオーナー、管理者は水槽の定期的な清掃と日常点検を行いましょう

#### ◎水槽の日常点検

水槽の蓋や内部の点検  
雨水などが流入していないかなど

#### ◎水槽の清掃

一年に一回以上

#### ◎水槽の検査受検

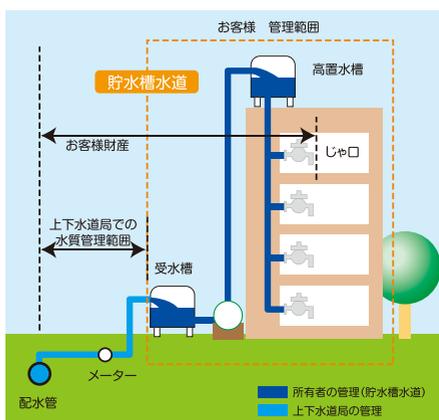
一年に一回以上、登録検査機関（水道法第34条の2第2項）による検査の受検

### ◆貯水槽水道の水質管理責任

受水槽を設置した建物の場合、受水槽の入口までの水質は、上下水道局で管理しますが、受水槽を含めその先は、貯水槽水道の設置者が、水質、施設の管理を行い、検査を受けなければなりません。

また、上下水道局では、所有者に対し、貯水槽水道の管理や検査について、指導、助言及び勧告を行うことができます。併せて、利用者に対して、貯水槽水道の管理状況などの情報を提供します。

### ■貯水槽水道の水質管理責任の区分



小規模貯水槽水道  
[10m<sup>3</sup>以下の無料診断]

(公財)熊本市上下水道サービス公社では、市民の皆さんに安心して“水道”を使用していただくために、有効容量が10m<sup>3</sup>以下の小規模な貯水槽水道について、無料の貯水槽診断を実施しています。診断内容は、貯水槽の水質・水槽の状態に関する診断で、当日診断結果を診断票でお知らせします。

診断の際には、公社の担当職員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

◎連絡先 / 公益財団法人 熊本市上下水道サービス公社 ☎ 096-288-7463

## 直結給水をおすすめします

上下水道局では、水槽を経由しない「3階直結・直結増圧方式」の普及を推進しています。これらの給水方式は、断水時や停電時には、給水が停止するというデメリットもありますが、次のようなメリットがあります。

### ■3階直結・直結増圧方式のメリット

#### 1. 衛生面

配水管から直接じゃ口にて給水するため、常に安全で衛生的

#### 2. 維持管理の省力化

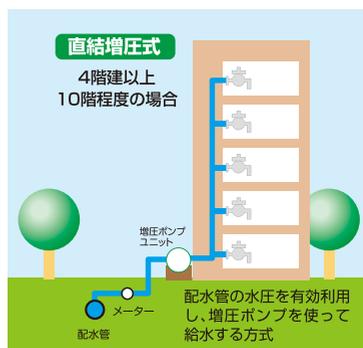
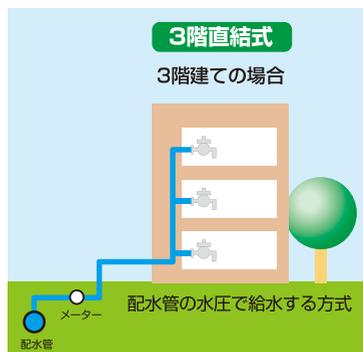
水槽の定期清掃と検査受検が不要となり維持管理費が節減できる

#### 3. 省スペース

受水槽の設置スペースが不要となるため敷地を有効利用できる

#### 4. 省エネルギー

配水管の水圧を利用できるためポンプの電力を節減できる



一定の基準を満たしていれば既設の貯水槽水道からの改造もできます。

※改造工事の費用は、工事費と加入金等がありお客さま負担となります。費用の見積りと工事の施工は、上下水道局指定の給水装置工事業者へ依頼してください。

■連絡・お問い合わせ  
給排水設備課 給水装置班  
☎096-381-1152

※事業者は、お問い合わせいただくか、上下水道局ホームページ、窓口設置の一覧表でご確認ください。

# 水道の水質について

## おいしい！安全！熊本市の水道水

熊本市の水道水は、100%地下水で賅っています。雨水が地下に浸透してできた地下水は、流れていく間に自然にろ過され、きれいになると同時に地中のミネラル分が溶け込み、おいしい水になります。その水質は、汲み上げた水をそのまま飲めるほど良質で安定しており、全国屈指のおいしい水として広く知られています。

お客様に安全でおいしい水道水を、安心して飲んでいただくために、上下水道局では厚生労働省が定める水質基準項目など以下の項目を検査しています。

### ●水質基準項目

大腸菌、鉛、鉄、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、総トリハロメタン、有機物、非イオン界面活性剤 など51項目

### ●水質管理目標設定項目

ウラン、ニッケル、トルエン、遊離炭酸、農薬類など25項目

### ●独自項目

硫酸イオン、アルカリ度、溶性ケイ酸など

### ◆定期水質検査

毎年策定する「水質検査計画」に従って検査を行っています。



※令和2年度



水質管理室は、優良な水質検査機関として認定を受けています。

■連絡・お問い合わせ  
水運用課 水質管理室  
☎096-381-7091

◆水が赤く濁る（赤水）

＜ある日突然赤水が出た場合＞

水道工事や事故または断水直後や水圧の変化で管内のサビがはく離して流出し、赤く濁って出ることがあります。

その場合、しばらく水を流すと綺麗な水になります。



◆水の中にキラキラした物ができる（フレークス現象）

お湯を沸かしたり、氷が溶けた時に、キラキラした物ができることがあります。これは、フレークス現象と呼ばれ、溶性ケイ酸やミネラル分が結晶化したものです。（人体には無害です。）

◆しばらく水道を使っていないときは

旅行などでしばらく水道を使っていない場合、水道水が水道管内に長時間滞留した状態であるため、消毒用の塩素が少なくなっていることがあります。

何日間か留守にした後などに水道を利用する場合は、念のため、使い始めのバケツ一杯程度の水道水は、掃除や洗濯、散水など飲み水以外に使用することをお勧めします。

◆白く濁ったような水

＜空気の混入＞

透明なコップに水を取り、1～2分置いておき、下の方から澄んでくれば空気の混入が原因なので心配はいりません。



＜金属（鉄・亜鉛）の溶出＞

1～2分置いていても透明にならなければ、金属（鉄・亜鉛）が溶出したと考えられます。原因としては給水管の老朽化が考えられます。給水管の布設替をするか、給水管の中の水を排出してから使用してください。

◆においのする水

＜カルキのにおい＞

カルキのにおいがするのは、塩素（消毒用薬剤）が入っているからです。これは、水が完全に殺菌されている証拠です。安心してお飲みください。



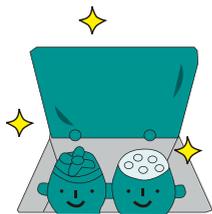
＜その他のにおい＞

ポットや容器のにおいが着臭することがあります。蛇口から出た水がにおうかどうか確認し、水そのものの異常を感じられる方は、お問い合わせください。

■連絡・お問い合わせ  
水道維持課 漏水防止班  
☎096-381-5600

# 上下水道局からのお願い[上水道編]

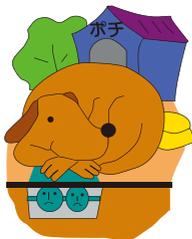
## メーターはいつも見やすくしておきましょう



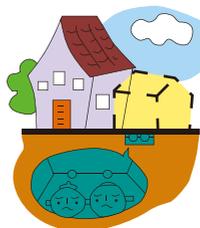
- 水道メーターボックスの中やまわりは、いつもきれいにしておいてください。



- 水道メーターボックスの上に、車を止めたり、物を置かないようにしてください。



- 近くに犬をつないだり、放し飼いはしないようにお願いします。



- 水道メーターボックスの上に建物を建てたりしないでください。

## 漏水調査にご協力を

貴重な水資源を有効に利用するため、上下水道局では漏水調査を行っています。

調査内容は、委託している調査員が、昼は道路上の水道本管からご家庭の水道メーターまでを、夜は水道本管の調査を行います。

調査員は、上下水道局発行の漏水調査員証明書を常時携帯しています。

ご不明な点がございましたら、上下水道局及び各調査員までお問い合わせください。皆様のご協力をお願いします。



漏水調査（音聴棒）



漏水調査（漏水探知）

■連絡・お問い合わせ  
水道維持課 漏水防止班  
☎096-381-5600

## 水をムダなく使いましょう

おいしい水を次の世代へと守り伝えていけるよう、一人ひとりが水をムダなく使うように心がけましょう。

### ◆家庭でできる節水方法

#### 台所



じゃ口のごまめな開け閉めで、水の使用時間を5分間短縮すると、約30%の節水

#### 洗濯



お風呂の残り湯を活用しましょう。

#### 洗面



コップ3杯での歯みがきは、3分間じゃ口を開けっ放しにするより、1回で約17%の節水

#### 風呂



シャワーのごまめな開け閉めで、水の使用時間を3分間短縮すると、約36%の節水

#### トイレ



2度流しはやめ（約6～10%の節水）、大小レバーを使いわけましょう。

#### 洗車



バケツ5杯での洗車は、20分間ホースで洗車するより、1回で約190%の節水

## 水のそなえをお忘れなく



人間が生きていくためには、1人1日2.5から3リットルの水が必要とされています。地震、風水害、凍結などで水が出なくなることもありますので、もしものときにそなえ、3リットル×家族の人数×3日分の水のそなえをお願いします。

また、災害直後は、お風呂の残り湯も役立ちます。普段から溜め置きをしておくと、断水時のトイレの水などに役立ちます。